

ドイツの社会的市場経済と社会国家概念

Kurokawa, Hiroyuki / 黒川, 洋行

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

79

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

9

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2012-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007751>

ドイツの社会的市場経済と 社会国家概念

黒川洋行

〈目次〉

はじめに

1. 社会的市場経済の秩序政策理論
2. 社会国家概念と社会的市場経済
3. 社会的市場経済における社会政策
4. 結語

はじめに

「社会的市場経済」(die Soziale Marktwirtschaft)は、戦後のドイツにおける経済政策運営を一貫して支え続けてきた経済秩序理論・経済理念である。この経済秩序理論の独自性に関しては、たとえば、藤本[2008]が、次のように述べている。戦後の「西ドイツを特徴づける地方分権体制と社会的市場経済は、明らかにケインズ主義とは違う。ケインズ主義にこだわると、戦後のドイツ連邦共和国の社会経済体制の成立に際して、レプケら自由主義経済学が果たした役割を見落とすことになる¹⁾。」

社会的市場経済の概念の創設者であるアルフレート・ミュラー-アルマック(Alfred Müller-Armack)は、市場経済による競争システムを通じた個人の自由と、社会的公正あるいは社会的安全という2つの相反する目標との間でバランスをはかろうとした。つまり、計画経済を否定しつつ、かつ

極端な自由放任主義とも異なる，社会的価値の実現のための政府介入を是認する市場経済という，いわば「第三の道」ともいうべき経済秩序を選択する必要性を説き，戦後の混沌たる経済状況のなかで，ドイツが将来に進むべき明確な経済理念を打ち立てようとしたのである。

ミュラー-アルマックが主張した社会的市場経済は，いわゆる自由放任主義による自由主義とは明確に区別される新しい自由主義に基づく思想であり，その一派であるフライブルク学派のオールド自由主義 (Ordoliberalismus)，とくにヴァルター・オイケン (Walter Eucken) の秩序理論の影響を強く受けている。ただし，オイケンとミュラー-アルマックの思想は，同じヨーロッパのネオリベラルに属するとしても，まったく同一の思想ではない。ミュラー-アルマックにおいては，オイケン同様，自由な市場競争秩序の構築と維持が目標とされるが，同時に，市場メカニズムだけでは解決できない社会的公正・安全という価値的目標に対しては，国家による市場介入としての社会政策の重要性がとくに強調されているのである。

このミュラー-アルマックの新しい自由主義の考え方を支持し，自らの政策ブレーンとして彼を連邦経済省に招聘したのが，ルートヴィヒ・エアハルト²⁾であった。彼は，戦後初代の連邦経済大臣を務めた後，首相に就任したりベラルな政治家である。エアハルトは，ミュラー-アルマックとともに，社会的市場経済という新しい経済秩序理念を，現実のドイツの経済政策運営の基本原則として採用した。さらに，エアハルトは，連邦経済大臣在任中に，社会的市場経済の考え方を，その主著『すべての人に豊かさを』 ("Wohlstand für Alle") を通じて，広く国民一般に理解されるように啓蒙していったのである³⁾。またヴィルヘルム・レプケは，ミュラー-アルマックが社会的市場経済の概念を生み出す際に，リベラルな思想における人間的な社会の実現という観点で，大きな影響力を与えた人物である⁴⁾。

上述のとおり，社会的市場経済の理念は，ミュラー-アルマック，エアハルト，レプケからリベラリストの影響によって，戦後ドイツの経済秩序を根

本的に規定する基本的理念としての地位を実質的に確立していった。しかしながら、社会的市場経済の理念については、西ドイツの憲法たる1949年施行の基本法（das Grundgesetz）において法的規定が置かれていたわけではない。基本法自体においては、ワイマール憲法とは異なり、経済システム自体について直接的に規定した条項は存在しないのである。そこで、この社会的市場経済の原理が、ドイツの国家秩序すなわち憲法秩序においていかなる地位を占めており、その法的な正当性がどこに存するののかという点が問題となる。本稿の第1の目的は、この点について、規範的分析を通じて明らかにすることである。

この基本法は、一般的に、国家秩序のあり方について、「社会国家」（Sozialstaat）たるべきことを要請していると解されるが、この社会国家の要請は、当然に社会的価値の実現を国家に義務付けている。そこで、社会的市場経済による社会政策がいかなる理論的構成によって成り立っており、それが社会国家の要請と整合性を有しているかどうか、次の問題となる。したがって、本稿における第2の目的は、社会的市場経済に基づく社会政策を、社会国家理念との理論的關係性において分析することである。

1. 社会的市場経済の秩序政策理論

1-1. 定義

社会的市場経済の定義については、これまでの多くの先行研究においてさまざまな解釈によってなされており、画一的な定義はないと言ってよい。それゆえ、本稿では、まず、社会的市場経済の提唱者であるミュラー-アルマック自身による本源的な定義と、その理論的内容について検証することから始めたい。

社会的市場経済という概念的用語は、ミュラー-アルマックが1946年に執筆し1947年に刊行した論文『経済操舵と市場経済』（"Wirtschaftslenkung

und Marktwirtschaft⁹⁾において、歴史的に初めて登場した。ミュラー-アルマック自身は、社会的市場経済の定義に関し、1956年の論文において次のとおり述べている。「社会的市場経済の概念は、1つの秩序政策的な概念として定義することができる。その目的とは、競争経済という基盤の上に、自由なイニシアティブと、市場経済の遂行を通じて保障される社会的進歩とを結びつけることにある（Müller-Armack 1966[1956]:245)⁹⁾。」

すなわち、社会的市場経済とは、市場経済という制度的基盤の上に、個人の自由と、社会的公正・安全という2つの価値を総合させるための経済秩序理論である。また、実際の用法としては、同時にこの秩序理論の基盤となる経済理念を指す場合もあり、また、その理念から帰結される具体的な経済政策のことを言う場合もある。

ここでいう「社会的公正」の価値とは、具体的には、連帯性原理に基づき、社会的弱者に対して何らかの援助の手を差し伸べることによって、望まれる是正を行うことである。たとえば、失業者に対する失業手当、社会扶助、住宅手当などの所得再分配に関わる社会政策は、この価値に基づいた政策である。また、「社会的安全」の価値とは、国民が直面するさまざまな生活上のリスクに対応し、最低限の生活・生存権の保障を行うことである。たとえば、公的年金保険制度、公的医療保険制度といった各種の社会保険制度がこれに該当する。

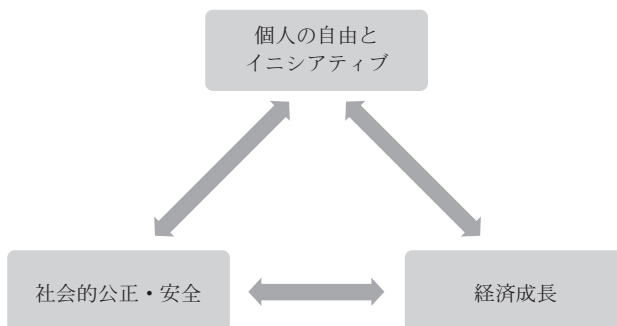
1-2. 政策目標

ミュラー-アルマックの社会的市場経済は、自由と公正という2つの相互にトレードオフの関係にある価値の二重原則によって構成されている。そして、その2つの価値のうち、自由を担保するための手段としては、経済政策を用いて、自由で競争的な市場経済を実現させる。そして他方の価値である社会的公正を担保するための手段としては、社会政策を用いて、所得再分配という国家介入を通じて、広く国民階層全体で豊かさを実現させようとする。

オールド自由主義では、競争的な市場経済は、それ自体すでに社会的であるとの考え方に出発点をおいている。そして、自由な競争秩序(Wettbewerbsordnung)を確立することがその目標となるが、ミュラー-アルマックは、それを理解したうえで、さらに、積極的に社会政策および景気政策の必要性を認めるとともに、経済政策と社会政策によって相反する2つの価値、自由と公正の統合化を行おうとした。この点において、オールド自由主義の系譜とされる社会的市場経済の独自性があると解されるのである。

こうしたミュラー-アルマックによる考え方から総合的に判断すると、社会的市場経済における目標設定は、概念的に図表1のように図示できる。ここでは、①個人の自由とイニシアティブ、②社会的公正・安全、③経済成長という3つの目的価値が設定されるが、社会的市場経済における目標は、相互に緊張関係にあるこれらの目標間のバランスをとることにあると言える(たとえばMüller-Armack 1974 [1962]: 153)。

図表1 社会的市場経済における目標設定



・社会的市場経済の目標=①個人の自由とイニシアティブ、②社会的公正・安全、③経済成長という3つの緊張の関係にある目標間のバランスをとること

(出所) Müller-Armack [1974] より、著者作成。

1-3. 政策手段

1-3-1. 秩序政策および経過政策

それでは、上記の政策目標を達成するための政策的手段とは、いかなるものであるのか。社会的市場経済においては、あるべき望ましい経済秩序を実現させるための政策的措置を、広義の意味における経済政策としてとらえている。この経済政策は、オールドリベラルな枠組みにおいては、さらに、①秩序政策（Ordnungspolitik）と、②経過政策（Prozesspolitik）に大別される。

社会的市場経済の概念においては、自由な競争秩序を確立することが基盤となるが、そのための政府の介入による役割を是認する。それは、第一義的に、市場経済が健全に機能するような競争秩序の法的・制度的枠組みを制定するための秩序政策的な役割を指し、具体的には、①の秩序政策という手段により実現される。この秩序政策には、競争秩序を実現するための法的枠組みの設定、狭義の経済政策（競争政策など）および社会政策が含まれる。他方、②の経過政策とは、ケインズ的な裁量の経済政策をさし、市場活動に対する政府の直接介入を意味する。この経過政策については、秩序政策に内包されている狭義の経済政策とは区別されるが、第二義的に景気政策として補完的にその援用が是認されている。

このように、社会的市場経済における第1の政策手段は、「秩序政策」である。このリベラルな理論においては、何よりもまず、市場本来の機能が健全に発揮させられるために必要な競争の秩序を実現させることがすべての基盤となっており、そのために必要となる秩序政策が、第一義的な重要性を持っているのである。この意味において、オールドリベラルなオイケンの秩序理論が基礎となっているといつてよい。秩序政策は、上述のとおり、法的枠組み設定の他に、i) 狭義の経済政策（競争政策や通貨政策）、およびii) 社会政策の2つをその内容とするが、ミュラー-アルマックにおいては、とくに、社会政策の重要性が強調されており、社会政策を通じて社会

的価値、すなわち人間らしい共同体社会（Gesellschaft）の実現を達成することがより大きな目標となっている点が、オイケンと比較した際に、特徴的である。そのために国家あるいは政府が果たすべき役割を是認し、経済政策・社会政策による政府の市場介入の必要性を認めるものである。

第2の政策手段は、「経過政策」である。これは、主に直接的な市場介入による景気政策（Konjunkturpolitik）をさし、具体的には、ケインズ的な有効需要管理政策としての財政政策および金融政策を意味する。

では、この経過政策と秩序政策との関係性をどのようにとらえるべきか。ミュラー-アルマックの論拠を総合するならば、競争的な基盤の構築が秩序全体にかかわる前提条件であるから、両者のうち、市場への直接介入を意味する経過政策は、あくまで補完的役割を付与されているのであって、第一義的な重要性は、秩序政策の方にあると言ってよい。したがって、もし、秩序政策が市場経済秩序に対して有効に機能している場合には、あえて経過政策の措置をとる必要性がないという意味において、両者の関係は理解されるべきものと解されるのである。

さて、これまでの分析を通じて、ミュラー-アルマックの社会的市場経済における経済政策の2つの類型、すなわち秩序政策と経過政策の比較分析結果は、次の図表2にまとめてある。

図表2に示したとおり、秩序政策の性質は、事前的・予防的（proactive）であり、他方、経過政策は事後的・対処法的（reactive）な性質をもつものと言ってよいだろう。また、注意すべきは、オールド自由主義およびそれに準拠した社会的市場経済においては、金融・通貨政策上の目的が「通貨価値（物価）の安定」に設定されているので、通貨政策は、秩序政策に分類されているという点である。この場合、通貨政策は、ケインズ的な有効需要刺激のための裁量的金融政策を意味するものではなく、あくまで、通貨価値の安定を第一義的目的とする政策運営、すなわち、いわゆるk%ルールと呼ばれるマネーサプライの適切な管理を重視するルール型の金融政策をその内実とする。これは、ドイツ連邦銀行および欧州中央銀行（ECB）

図表2 オルド自由主義における秩序政策と経過政策の比較

	秩序政策 (Ordnungspolitik)	経過政策 (Prozesspolitik)
政策目標の範囲	経済システム全体にかかわる目標設定 (競争秩序の形成)	個別的な目標設定
市場との関係	全体的な市場経済秩序に関する 法的枠組みを形成・維持	市場活動への直接的かつ制御された 介入
性質	プロアクティブ (事前的・予防的措置)	リアクティブ (事後的・受動的措置)
法的レベル	多くは憲法上の規定もしくはそれに 準ずる法規	法律および行政の裁量的行動
具体的諸例	金融通貨政策の基本的目的の設定 (EU条約第3条3項) 中央銀行の独立性の保障 (独連銀法およびEU機能条約第130条) 競争的秩序の保障 (ドイツ競争制限禁止法) 私有財産制の保障 契約の自由の保障 社会政策および所得再分配に関する政策 (累進課税制度等)	公共投資 (有効需要管理政策) 金融安定化法 (銀行等への公的支援) 補助金 最低 (最高) 賃金に関する決定

(出所) 著者作成による。

の政策目標、すなわち、「物価の安定目標の優先」とも合致しているのである。

1-3-2. 社会的政策のカタログ

ミュラー-アルマックは、1948年の論文において、すでに、来るべき現代の市場経済が社会的側面をも指向し、それと結び付けられていることを必要とすると述べているが、その社会的性質は、まずもって市場における価格メカニズムの貫徹によって、消費者の欲求に従って、かつ、より低価格によって財貨が提供されることを通じて、労働者の実質所得を高めるものでなければならないとしている。また、市場メカニズムが有効に機能することによって、財貨の供給者は、財貨のクオリティー、種類、価格などを消費者の欲求に合わせていくことになるから、最終的に消費者の人間としての欲求を満たしてくれるはずであるとして、これが「市場民主主義」(Marktdemokratie)に資するのでであると述べ、民主主義と制御経済は、この意味で本来相いれない関係にあると断じている。

ただし、同時に、社会的安全をより確実にするため、それによって社会

的市場経済を実現するために、一連の政策的措置を講じることが必要であると述べ、具体的な社会的政策分野における措置をカタログ的に列挙している。それらは次の諸点である（Müller-Armack 1974 [1948]: 99）。

①社会的な企業経営秩序の創造：

労働者が人間らしく、また企業に参加する一員として扱われ、かれらに社会的な共同決定の権利を付与すべきである。その際、労働者側に与える経営上のイニシアティブと責任を制約してはならない。

②競争的秩序の実現：

これは、国家による課題であり、その目的は、個々人の所得・財貨獲得への努力に対し、全体的繁栄にとって必要となる方向性を与えることである。

③反独占政策：

経済におけるあり得べき権力の濫用との闘いのためである。

④景気政策的な雇用政策：

これにより、労働者に対して経済の危機的後退に際して可能なかぎりの安全性を提供する。

⑤市場経済的な所得再分配：

これにより、所得および財産の不健全な格差を解消する。具体的には、租税政策を通じて、また、家族手当、子供手当、住宅手当を、社会的に必要としている人々に支給することを通じて実施する。また、信用・財政政策的措置のほかに、家計の所得を安全なものにすることをねらいとした国家による投資事業プログラムも想定されている。

⑥移住政策および社会住宅の建設：

⑦社会的な産業構造政策：

これは、中小企業を支援することを通じて実施する。これにより社会的な参加の機会の平等を付与する。

- ⑧経済秩序のなかに、共同組的な自助を創設すること（たとえば、集合住宅建設において）：
- ⑨社会保障制度の構築：
- ⑩都市建設計画：
- ⑪最低賃金保証，および自由な基盤における賃金協約を通じた個々の賃金水準の安全化：

以上の11点が，社会政策および景気政策の具体的政策分野としてカタログ的に列挙されている。そして，ドイツの経済政策は，基本的に，社会的市場経済の理念の下で，上記の基本的政策指針に従って立案・実施されていると言える。たとえば，①については，1951年以降に漸進的に制定された一連の共同決定法（Mitbestimmungsgesetz），②および③については，1957年の競争制限規制法，④については，1967年の安定成長法，⑤については，1957年の年金改正法（賦課方式の採用）をはじめ，各種の社会保険制度が構築されている。また，⑪についても，労使パートナーによる労働協約によって，個別の企業に勤める労働者に対して最低賃金があまねく保証される制度がとられている（いわゆる賃金自治：Tarifautonomie）。これらは，全体の法的枠組みのうち代表的な諸例を列挙したに過ぎないが，このように，未だにドイツ連邦共和国が建国される以前の1948年の段階において，包括的に将来的な政策の基本指針が提示されている点，そして，1949年のドイツ建国以降の現実の経済政策が，この理念と政策の基本方針のカタログの下で，現実的に立案・実施されてきたという歴史的過程に鑑みると，ミュラー-アルマックが提示した経済理念とその政策のもつ先見性，一般的妥当性は，注目に値するものと言える。

1-4. 市場適応性原則

すでに述べたとおり，市場における自由なイニシアティブの発揮に最大のねらいをおき，同時に，市場経済システムの構築と維持を目的とする秩

序政策の主体として、政府の役割の重要性を認めるところに、この理論の最大の特徴があるといつてよい。

ただし、上記の諸政策の立案・実施に際しては、それが市場過程をできるだけ阻害しないように配慮されなければならない。これは、「市場適応性原則」(Marktkonformitätsprinzip)と呼ばれている。

ミュラー-アルマックは、1959年の論文において、経済政策の実施における市場適応性原理について、次のように述べている。「国家は、経済政策を通じて社会的な格差の是正、社会的な諸介入を行う。それらは、しかし、またそして、単純な分母になるところの基本原理におかれなければならない。すなわち、そうした諸介入が市場経済システムの上に立てられること、それらが、『市場適応性の原則』の下に置かれること、すなわち、国家による経済政策の介入の背後には、市場の機能様式が、常に見えており、それが阻害されず、もし可能であれば、むしろそれが改善されているという基本原理である。」(Müller-Armack 1959:121) すなわち、彼によれば、「所得再分配による著しい社会的な介入は、市場経済の性質を阻害することなしに実行されなければならない」のである。

これは、具体的にはどのようなことを意味するのであろうか。カレン・ホルンは、この点に関し、電力市場をとりあげて次のように具体的に説明している。もし政府が、電気料金の高いことが低所得者層にとって負担であるとの認識をもち、これを是正するための政策を立案する場合、政府は電気料金体系を引き下げるといふ措置をとるべきではない。そうではなく、市場適応性原理に従うならば、電気料金体系という価格システムに介入するのではなしに、低所得者層に対して所得再分配を行うことで対応すべきだということである。こうした所得トランスファーは、市場適応的な介入の具体的な措置の1つとして挙げるのが可能であろう。もしも、電気料金体系を引き下げた場合には、その効果は低所得者層ばかりではなく、電力需要者全体へと波及し、市場機構の帰結として電力使用量が増加するという意図せざる副次的効果が想定される。これに対し、所得トランスファ

一に代替した場合には、電力市場の需給関係に手を触れることなく、低所得者層の電気使用料金の負担を実質的に減らすことができる。(Horn 2010:135)

2. 社会国家概念と社会的市場経済

2-1. 基本法における国家秩序の基本原則

本節においては、経済秩序たる社会的市場経済とドイツの国家秩序との関係性との論点について、憲法上の条文規定における規範的原理の分析により述べることにしたい。

1949年に制定された西ドイツの憲法たる基本法（ドイツ連邦共和国基本法:Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）においては、ドイツの基本的国家秩序を、「民主的、社会的な連邦国家」（ein demokratischer und sozialer Bundesstaat）（第20条）、および「共和制的、民主的および社会的法治国家」（der republikanische, demokratische und soziale Rechtsstaat）（第28条1項）と明示的に規定している。すなわち、ドイツの憲法秩序における統治機構上の基本原則は、①共和制、②民主主義、③法治国家、④社会国家、⑤連邦国家という4大原則に集約される。ここで、第28条における「社会的法治国家」という実定法上の規定の法解釈をめぐる、ドイツ公法学界においては大きな論争を惹起した。すなわち、法治国家概念には、形式的法治国家および実質的法治国家という2つの類型があるが、基本法における法治国家概念がこのうちどちらを含意しているかに関する法解釈が問題となったのである。

これに関しては、ドイツ基本法は、「法治国家原理」に立脚しているが、その本質的内容については、単に国家の活動が法的に拘束されるべきこと、すなわち、国家の行政等の適法性や、個人の自由と所有への介入に対する法律の留保という自由主義的な諸要素の確保のみを意味しているのではな

い。そうしたすべての国家実行が単にその「適法性」(Legalität)のみならず、その「正当性」(Legitimität)について逐次検証されなければならないとの実質的な法治国家の要請が充たされなければならないと解される。

さらに、基本法が、「社会的」法治国家を要請している点を加味するならば、ドイツにおける戦後の新しい基本法秩序は、法治国家原理を、単に19世紀的な自由主義的法治国家としてではなく、新しい価値として「社会国家」たるべきことをも内在的に要請しているものと解するのが妥当であろう。ただし、「社会国家」とは何かという具体的な定義に関しては、今なお明確に確立されたものは提示されていない。これまでの先行研究によって、社会国家についての定義あるいは内容に関してはさまざまな見解が示されているが、いずれにせよ、戦後の新しい西ドイツの国家秩序が「社会国家原理」および「法治国家原理」により規定されるとのメッセージが、基本法の公布によって内外に明確に示されたのである。

「社会国家」と「社会的市場経済」との関係性については、さまざまな先行研究がある。たとえば、ハインツ・ランペルトは、その議論の方向性を次の3つに分類している。①基本法は経済的には中立であると見なす見解、②社会的市場経済を基本法に適合的な経済秩序と見なす見解、③より積極的に、基本法は特定の経済政策として社会的市場経済を形式的にも実質的にも憲法上採用しているとみなす見解である (H.Lampert 1981:99)。

2-2. 社会国家原理

社会国家 (Sozialstaat) の要請とは具体的に何をさし示すのであろうか。社会国家の概念は、一般的には、すべての国民が自らの社会的、政治的な発展に参加できることを保証するために、「社会的公正」(soziale Gerechtigkeit) と「社会的安全」(soziale Sicherung) を追求する国家のあり方を規定した概念をさすと考えられる。

ただし、基本法においては、社会国家としての具体的な政策的措置について特に明示的には規定されていない。社会国家理論の代表的研究者の一

人であるフランク・ヌルマイヤー（Nullmeier 2003:568）による説明に基づき、本稿では、次のように定義するのが妥当であろう。すなわち、社会国家とは、民主主義的システムにおける市場経済活動に際し、人々の生活における各種のリスクの軽減およびリスクの一部の実現により生じた結果を緩和するという目標の達成に必要な、すべての国家による制度、租税的措置、法的規範の全体をさす。

また、ツァッハーによれば、社会国家とは、①危機に瀕し、貧困に直面している人への助けと、人間の尊厳に応じた最低限の生存権保障、②物質的豊かさの格差および他者への依存的関係の撤廃を通じた法的かつ実質的な平等性の確保、③事故、病気、長期就労不能、失業、老齢、介護の必要性、扶養者の喪失に対する社会的安全の保障、④豊かさを増大させること、そしてそうした豊かさを公正だと判断できるように分配するように配慮する国家のことをさすとされるが、この説明もまた、抽象的な社会国家の概念を、的確にかつ具体的にとらえたものと言えよう（Zacher 1989:29）。

2-3. 社会国家と福祉国家

「社会国家」概念は、上述の「社会的連邦国家（第20条1項）および「社会的法治国家」（第28条1項）を根拠として導出された概念である。1950年代には、ドイツ公法学界において、基本法における法治国家原理と社会国家原理との内的連関性あるいは相互整合性をめぐる大規模な論争が展開され、「福祉国家」ではなく、「社会国家」概念の方が法学領域のみならず、政治学、経済学、社会学等の社会科学分野でもひろく受容されるようになったとの経緯がある（木村 1988:66）。

そして、そうした議論を経て、社会国家原理は、単に形式的法治国家から脱却して、社会的公正を実質的に担保することが国家に対して内在的に義務付けられていると見ることが一般的な解釈となっている。

他方、基本法は、「自由で民主的な基本秩序」という明示的かつ実質的な価値基準によって貫徹されている。ここで、戦後の経済秩序を形成したオ

ルド自由主義、およびその実現形としての社会的市場経済は、1949年以降約20年近くにわたり保守政党（CDU/CSU）政権における政治的理念として有効に機能したために、個人の自由と自己責任原則、および、国家秩序としての「補完性原理」（Subsidiaritätsprinzip）がとくに重視され、エアハルトが強調したように扶養国家（Versorgungsstaat）への道が忌避されたのである。戦後当初のドイツにおける経済政策運営が、エアハルトの指導の下で、オールド自由主義におけるリベラルな側面がより重視されたために、そのことが、「福祉国家」という術語の積極的使用自体に対しては、きわめて抑制的に作用したものと思われる（木村 1988:67）。

上述の議論を基に、社会国家と福祉国家の相違点について、結論的に述べるならば、社会国家原理の重要な構成要素は、自由で民主的な基本秩序を有する国家、および、かかる秩序における国家が社会的公正の実現を内在的に義務付けられている点にあるといえる。他方、福祉国家については、社会的公正の目標こそ前者と同様であるが、そうした社会的目標を達成するための手段、すなわち国家の社会的給付などの社会政策が、もはや自由主義的な「自助の精神」あるいは個人の自由な人格の展開を制限する程度に至った場合、あるいは個人の自己責任原則を阻害するような場合、すなわち、行き過ぎた社会政策の内容あるいは給付水準に達し、もはや扶養国家化したと言えるような状態をさすものと言うことができよう。

あるいは、社会国家と福祉国家の違いがどこにあるかについて、言葉の厳密な意味において区別して用いる場合には、次のように概括することができる。

まず、社会国家における目標追求は、その社会の成員である個人が、自らの責任に帰すことのできない理由によって何らかの困窮・危機的状況にある場合に、国家が救いの手を差し伸べるとともに、長期的視野に立った予防的措置を講じることによって、人々がそうした困窮に陥らないようにするということにある。この背後には、国家の基本原理たる「補完性原理」が存在する。すなわち、補完性原理の下では、まずもって、個人の自由と

「自助の精神」が尊重されるのであって、国家あるいは行政は、できるだけ、個人の領域には介入せず、個人の力では解決できない分野について、個人に最も近い行政単位がまず手を差し伸べるといふことである。そして、より上位の行政単位は、下位の行政単位が所掌し得ない領域についてのみ、補完的に介入するという権限関係のことを意味する。

これに対して、福祉国家における目標追求は、憲法上の基本秩序として規定された社会国家原理における諸目標を越えて、国民のさらなる社会的、物質的、文化的な豊かさ（Wohlergehen）の増大までを達成しようとするものである。

2-4. 基本法上のヒューリスティック

憲法秩序は、経済システムのあり方に対しても、暗黙のうちに重要な方向性を規定していると解される。たしかに、基本法は、特定の経済体制を明確に規定しているわけではない。しかし、上述の分析により、基本法が要請する実質的な「社会的法治国家」規定、ならびに各種の経済的自由権の保障という観点から、基本法が要請する国家秩序と社会的市場経済の概念の間には整合性があると結論付けることが可能である。したがって、社会的市場経済は、基本法上には形式的には規定こそされていないが、いわば、基本法が想定する経済秩序のいわばヒューリスティックとしての実質的な位置づけを与えられていると解されるのである。なぜなら、社会的市場経済は、自由で競争的な市場経済に最大の重きを置くが、同時に、社会的公正、社会保障、社会的発展という、基本法上の「社会国家原理」に基づく価値の実現を、社会政策の導入によって実質的に担保しようとするものであり、いわば憲法秩序でもある個人の自由と社会公正とのバランスを図ろうとする点に特徴を有するからである。

3. 社会的市場経済における社会政策

3-1. 目的と課題

本節においては、本稿の第2の目的である社会的市場経済に基づく社会政策の理論構造について分析を行う。社会政策とは、市場経済秩序において、社会的リスクを低減し、そのリスクがもたらす結果を平衡化するとともに、社会の成員たる国民が直面するさまざまな社会問題を克服するに際して支援し、そして、所得、扶養、生活状況を安定化あるいは改善するという社会的価値目標を追求する政策のことを言う。

すでに述べたように、社会国家に対する解釈には一定の幅がある。しかし、少なくとも次の2つの目的を具有する点にその本質的構成要素があるとの見解が一般的である。

すなわち、社会国家の目的として、第1に、社会的公正 (soziale Gerechtigkeit) あるいは社会的平衡 (sozialer Ausgleich)の実現があげられる。これは、社会的な弱者とそうでない者との格差を縮小させることにより、社会的な平衡を図ることである。

社会国家の第2の目的は、社会的安全 (soziale Sicherheit) の保障である。これは、具体的には、社会における生活上に生じるさまざまなリスクに対する保険等の制度的保障の提供により、国民の生活上の基本的基盤を安全化する措置を意味する⁶⁾。したがって、社会政策とは、換言すれば、①社会的公正および②社会的安全という主に2つの目的的価値を実現するための手段であると言える。

ドイツの基本法における社会国家原理については、すでに述べたように、その本質的要素が社会的公正および社会的安全という目的的価値にあることを規定していると解されるが、とくに具体的な政策的展開について明示的に列挙しているわけではない。したがって、立法者は、この社会国家の要請をいかにして実現するかについて立法上重大な義務を負っている。

他方、解決すべき社会問題は、おのずから明らかではなく、また常に静的な性質でありつづけるわけでもない。むしろ、その時代に応じて政治的議論の過程において発見され定義されるべきものである。したがって、何が社会的リスクなのか、また、どのような生活実態にある人に対して、いかなる援助が差し伸べられるべきであるのかに関する社会問題の認識の議論、そして、そうした社会問題に対して、どのような社会政策が対処すべきであり、しかもどれほどの給付水準が妥当であるかという政策手段に関する議論は、当該の対象者を取り巻く経済的状况や社会的環境などに大きく依存しているといえる。

つまり、何が社会レベルの問題であり、何が個人レベルの問題であるかという区別に関する問いに対しては、なんらかの政治的ないし規範的な価値判断に基づいて解答するしかないのである。したがって、この問いに対する現実的な解答のためには、何が社会的公正かという問題について検討しなければならない。本節における問題意識はこの点にある。そして、社会政策の改革における本質的な要素も、ここから検討されなければならないのである。したがって、ここではドイツの社会政策について、その社会的市場経済の理念に基づく基本原理とは何かを明らかにする。そして、その上で、社会政策の手段についての構造分析を行うこととする。

3-2. 社会政策の意義

社会政策は、あくまで市場経済の基盤の上に遂行されるのであり、市場経済と対置されるような関係にはない⁷⁾。生産手段の私有制を伴う市場経済は、社会主義計画経済よりも、効率的かつ生産的であり、結果的により多くの財の生産が可能であり、より多くの豊かさを人々にもたらす経済秩序である。しかし、市場経済の運営の結果が、われわれが持っている社会的な価値判断からすれば、必ずしもすべて満足できる結果だけをもたらすとは限らない。市場経済の遂行によっても、ケインズ的な意味における非自発的失業者の発生が不可避であることを、われわれは現実的に経験して

きている。また、社会の各階層間における所得および財産の分配の結果は、ときとして「人間的な生活」という観点から見て社会的に受け入れ難いほどの格差をその社会成員の一部に生じさせる。すなわち、企業、家計という個々の経済主体が、自らの効用最大化原理に基づいて自由に行動するというミクロ的な行動規範が、資源配分の効率性を高めるとしても、社会全体から見た場合には社会の価値観に反する状態を生じさせることがある。

社会政策は、こうした市場経済が内在的に有する不安定性を是正し、社会的公正・安全という価値的目的を実現する機能を有するという意味において、市場経済を補完し、社会の安定化をはかることをねらいとする。

3-3. 社会的公正性とは何か

3-3-1. 自由・安全・平等

社会国家の第1の目的としての「社会的公正」に関しては、すべての国家に一般的に認定された概念としては存在しないと言ってよいだろう。なぜなら、それぞれの主権国家によって現実的に採用される社会政策の具体的措置には多様性があり、その背後には、それに応じて異なる社会的公正に対する考え方が存在すると考えられるからである。しかも、1つの国家のなかにあっても、社会的公正とは一体何かという定義は、それぞれの時代や、あるいは外的な政治・経済的環境の変化に応じて変わり得る。したがって、社会政策の具体的あり方は、決して不変ではあり得ず、それぞれの時代がおかれた経済的環境・条件に応じて、むしろ調整されるべきものであるという点に注意しなければならない。

さて、イエッケルによれば、社会的公正の概念に関しては、社会政策の中心のかつ規範的な目的的価値として、次の3つの理念が内包されている(Jöckel 2008:142-145)。

- ① 自由 (Freiheit)
- ② 安全 (Sicherheit)

③ 平等 (Gleichheit)

すなわち、社会的公正とは、自由、安全、平等という3つの理念的目的をその構成要素として有する。ただし、上記3つのうち、いずれに重点を置くかによって、社会的公正の概念の捉え方は、自ずと異なるであろう。とくに①の自由と、②安全ないし③平等との間には、一見すると対立的関係があるようにも見える。しかし、社会的市場経済の秩序理論における社会政策においては、これらの目的的価値は、決して二律背反あるいはトレード・オフの関係性にあるとみるべきではなく、むしろ、3つの目的的価値が相互に補完的關係性にあるとみるべきであろう。すなわち、ある1つの目的は、別の2つの目的なしには、実際には成立し得ないというべきものであり、その達成も不可能である。つまり、自由とは、社会的安全なしには、そして一定程度の社会的平等性なしには現実的には有り得ないのである。

社会的公正の概念の本質的要素として、歴史的にも学問的にも最も多く議論されてきたのは、③の平等との関連性であろう。社会的な観点における「公正性」という概念は、法的な人権としての「平等性」という概念と、最も親密に結び付けて考えられてきたと言える。

ここで、平等性の概念は、「絶対的平等性」と「相対的平等性」の2つの概念に分類される。絶対的平等性においては、社会のすべての成員の間に、とくに所得状況をはじめとする経済生活水準といった物質的平等を要求し、権利と義務において、いかなる相違もあってはならないことを目標とする。すなわち、これは「結果の平等」を意味する。しかし、もし社会政策がこの絶対的平等を目的とした場合には、他の基本的価値すなわち自由、あるいは個人の自助の精神といった理念的目的との整合性をとることが難しくなる。したがって、社会的公正の理論的・政策的な概念規定として、議論の対象となり得るのは、後者の相対的平等の観点である。

3-3-2. 所得再分配における公正性

ここでは、社会的公正性を実現するものとして、社会政策における所得再分配について検討することとする。所得分配に際して「果たして何が公平なのか」ということを判断するのは、実際的には容易ではない。なぜなら、厚生経済学の基本定理が証明しているように、何がパレート最適という意味において効率的かは数理的モデルによって判断できても、何が公平な分配かについて判断できる数理モデルは、経済理論上未だに存在しないからである。

したがって、生みだされた国民所得を再分配する上で、何か社会的公正の見地からみて正当化される方法なのかを考える上では、次の分配上の公正性に関する2つの原則が考慮されなければならない。

- ①業績の観点から見た公平性 (Leistungsgerechtigkeit)
- ②必需性の観点から見た公平性 (Bedarfsgerechtigkeit)

まず、第1の原則としての「業績の観点から見た公正性」についてであるが、これは市場メカニズムに基礎をおく個人主義に関連するものである。稀少な資源を誰にどれだけ分けるかという問題に際し、市場に参加する各個人が、「自らの能力や業績に応じたかたちで所得の分配を受けることが公平である」という考え方である。本来的に人間がもつ能力には、それぞれに多様性があり決して画一的はない。それゆえに、自由で競争的な秩序の下では、各人が自らの発揮できる能力や業績に即して働き、それに応じた報酬を得ることになる。そこには当然ながら、分配上の差異が生じるが、それは発揮された能力や業績の違いに応じて生じたのであるから、公正であると考えるのである。市場メカニズムの機能を通じた結果は、この能力による公平性に基づく第1次の所得分配を可能とする。換言すれば、この業績公平性原則は、我々が市場経済システムを是とするとき、その不可欠の前提条件となっているといえる。なぜなら、個々人が自らの能力をより

多く発揮して、より多くの所得を獲得しようというインセンティブは、競争秩序を維持し、経済成長を促進するための、いわば原動力となるからである。

ただし、こうした業績公平性を具体的に有効に活用するには、当該の能力・業績が、数值的に評価可能かどうか、また、ある業績を特定の個人に帰属させることが可能かどうかといった諸条件を満たすことが必要となる。また、この能力・業績をどのようにして測るか、業績をどのように評価するかについての具体的態様は、当該の国家あるいは共同体による価値判断（Werturteilung）に依存することになる。さらに、これらが市場構造および市場過程によって本来的な市場機能の発揮により担保されるためには、市場への規制・監督といった国家の役割が当然に重要性をもつことになる。労働市場における価格メカニズムが機能不全となる場合には、個人の発揮した業績が市場の結果によっても正当に評価されないから、労働市場における市場機能の健全性の確保は、業績公平性の観点からは特に重要性が高い。

次に、第2の原則としての「必需性の観点から見た公平性」は、社会国家の要請に基づき、所得格差を是正する目的で行われる所得トランスファーのことを意味する。ここでは、市場メカニズムの必然的結果としてではなく、何が「人間らしい生活」にとって必需（Bedarf）となる財貨であり、またそれがどの程度の水準であるべきかについて、政治的プロセスを通じた価値判断が行われ、それに基づいた所得再分配がなされる。

ここでも、多くの財貨のなかでどれが必需であって、また、必需性の度合いをいかにして測定するかという点が、これに基づいた社会政策を決定する上で重要な論点となる。そこで、①の業績公平性とは独立して、②の必需公平性の観点から正当化される国民所得の分配上の必需としては、まず医療サービスが挙げられよう。人間らしい生活を営むためには、健康維持と増進が不可欠であり、しがたって、何人もそれに必要な最低限の医療サービスを受けられることが社会的公正の観点から政策的に実現されなけ

ればならない。また、介護サービスに関しても同様に必需公平性に属するものである。

また、第2の公平性基準である必需公平性による分配は、「社会に実存する経済生活上の格差・不平等に対しては、ある程度の是正がなされるべきだ」という社会的公正の概念が有する規範的原理を、実現させるための論拠としての意義をもっている。

この必需公平性に関しては、人間らしい生活とはいかなることを意味するか、それは必要最小限度の物質的生活を意図するのか、あるいは人々の平均的な生活水準に合わせるべきものなのか、あるいは、必需とは、衣食住という基本的生活需要にとどまらず、より文化的な生活面までを包含するのかという点について、一定の解釈の余地を残し得る。そのため、それを決定するためには、政治的な価値判断が必要となるのである（社会的市場経済理論における妥協性原理）。

3-3-3. 所得再分配における2段階のプロセス

所得の分配についての社会的公正とは、まず第一義的に、それぞれの能力と業績に応じた所得の分配がなされるということであり、これは市場メカニズムの機能の発揮によって実現される。ただし、市場メカニズムに基づいて人々が競争を行った結果、その能力や業績に応じて所得の格差が生まれるとしても、それが、第2の社会的公平性の基準に照らして妥当かどうかという第2の分配上の問題が生じるのであり、そこでは、それを政治的判断で生活上の必要性の観点からみて是正するための所得再分配が行われるのである。したがって、社会的公平性による分配は、次の2段階を経て行われなければならない。

- i) 第1次の分配：市場メカニズムに基づく第一義的分配（能力的に応じた公平性）
- ii) 第2次の分配：社会国家的要請に基づく第二義的分配（必要性に

応じた公平性)

ただし、第2次的分配に際しては、どの程度の水準において格差を是正すべきかという給付の量的決定に関する判断は難しい。なぜなら、上述のとおり、そうした公平性を数理的に解決するような理論的モデルは存在しないからである。ここで、もし絶対的平等性、すなわち結果の平等を極端に主張するならば、所得格差が実質的にゼロになるところまで平等に再分配すべきだという急進的な考え方すらありえよう。もしそうなれば、人一倍頑張って仕事をしようが、怠けようが、結局はみな同じ所得しか得られないとわかるから、真剣に働こうとするインセンティブが削がれることになる。これは現実に社会主義諸国で顕著に見られた現象である。

したがって、ここから第3の原則が導かれる。イエッケルによれば、それは、多様化した社会におけるモチベーション維持のための「格差是認の原則」である。すなわち、人々が能力を自らの意思で自由に発揮できるためのモチベーションを維持しながら社会全体の効率性や経済成長を図るためには、所得再分配を行った後にもある程度の格差が残ることを是認すべきであるという原則である。換言すれば、市場経済に基盤をおく競争の秩序においては、もし仕事をやってもやらなくても、結果的に補正後に得られる所得が同じものになるというような「結果の平等」では、もはや、だれも真剣に競争しようなどとは思わず、能力や業績の発揮そのものが徐々に衰えていき、労働生産性の低下とともに、社会的市場経済の目的の1つである経済成長そのものが鈍化してしまうというリスクが大きくなるのである (Jöckel 2006:142)。

3-3-4. 法の下での平等と社会的公正性

こうした公正性の背景には、個人の尊厳に基づいた法の下での平等と自由の権利がある。つまり、公正性とは、すべての人に与えられた同等の権利を意味するといつてよい。そして権利は、濫用や不正から未然に守られな

ければならない。権利は自由を守るとともに、社会的弱者もまたそれによって庇護される。

そして、第1次の分配に関しては、公正性は、個人の能力や業績が正当に評価されるべきことを要求する。すなわち、「業績に応じた公正性」とは、いわば「同じものは同じに扱うことであり、逆に同じでないものは同じにならないように扱う」という原則である。そして、「機会の平等」（すなわち相対的平等性）とは、この意味の公正性を補完するものである。機会の平等とは、個人がそれぞれの才能に応じて、同じように平等に機会を利用できるということを意味する。そこでは、平等に与えられた機会をどのように利用するかについては、個人の自由に委ねられており、その機会を利用して能力を発揮し、得られた結果としての所得に差異が生じたとしても、そのこと自体を問題とはしないのである。なぜなら、機会の平等は、物質的に同じ分配までを求める「結果の平等」（絶対的平等性）までをも要求していないからである。

なお、この機会の平等には、教育機関に対する開かれたアクセス権も含まれると解される（Thieme [1994]）。つまり、教育を受けるという機会に対する権利は、何人にも保障されなければならない。もし、親の所得格差により授業料支払いなどが困難との理由で教育へのアクセスが閉ざされるような場合には、その人に対して金銭的な補助を行うことが社会的公正性にかなうといえる。ドイツの学校教育が大学に至るまで原則的に無料化されていることの根拠は、こうした社会国家理念における社会的公正性の要請に基づいた社会政策の一環としてそれが位置づけられていることに求められる。

また、この機会の平等には、企業における労働者の共同決定権・共同責任や、生活必需品の利用、私有財産を獲得できる権利なども広義には含まれると解される。

第2次の分配に関しては、社会的平衡（sozialer Ausgleich）という観点点が重要性をもつ。この社会国家の要請に基づく公正性には、公共の福祉の

ため個々人がそれぞれの能力に応じた義務を引き受けることが含意されている。すなわち、この場合の社会的公正とは、何よりもまず、自助の力だけでは十分に自らを助けることができない人々や、自分一人だけでは自らの利益・権利を実効的に主張したり獲得したりできない人々に、社会全体が救いの手を差し伸べることを要求する。つまり、連帯性原理の下では、社会のすべての成員には、社会的弱者あるいは不利益を被っている人が人間としての尊厳をともなった生活が営めるように、彼らを助ける義務があるとされるのである。

3-4. 社会政策の基本原則

社会国家理念の下におけるドイツの社会政策は、次の5つの基本原則によって基礎づけられている。各種の社会給付措置は、これらの諸原則のいずれか1つ、あるいは複数の原則にその論拠をもつといえる（Traub und Vonderau 2009:104）。図表3は、ドイツにおける社会政策の基本原則を列挙したものである。以下に具体的に述べることとする。

①連帯性原理（Solidaritätsprinzip）

図表3 社会政策の基本原則

連帯性原理	<ul style="list-style-type: none"> • 社会のすべての成員はお互いが相互のために助け合うべきである。所得の一部を他者のために拠出する。
補完性原理	<ul style="list-style-type: none"> • 個人の自助から出発する。個人が自助によって自立できるときには国家はあえて支援の手をさしのべない。
保険原理	<ul style="list-style-type: none"> • 社会的安全との目的を達成するための最も個人主義的な原理。
扶助原理	<ul style="list-style-type: none"> • これに基づく社会給付は、国家が対価なしに一方的に支給する。生活保護、失業手当Ⅰなど。
扶養原理	<ul style="list-style-type: none"> • 共同体に対して特別な犠牲を払った人や特別な働きや業績を発揮した人へ給付する。全額、税金に基づく支給。

社会のすべての成員は、相互のために助け合うべきである。すべての成員が、自らその能力の発揮によって得た所得のうち一部分を他者のために抛出する。社会給付の財源と給付の関係でいえば、一律の料金支払いであるが、受給額が人によって異なるものがこれに該当する。たとえば、公的医療保険においては、加入者の性別、健康状態、年齢にかかわらず同一所得の者に対して同じ保険料がかけられている。健康な人は、保険料を納めているが給付を受けることはない。また、保険料の労使折半の負担ルールも、これに該当する。あるいは、高所得者ほど限界税率が累進的に上昇する累進課税制度の考え方も、この原理をその基礎としている。さらには、ドイツの学校教育における授業料無償制度は、すべての社会成員からの税金がその財政的基盤となっているが、親の経済的状況にかかわらず、すべての子供が教育を受けることができる「機会の平等」を担保するこのシステムも、連帯性原理によって基礎づけられる。

②保険原理（Versicherungsprinzip）

保険原理は、社会的安全という社会政策上の目標を達成するための最も個人主義的な形態であるといえる。実際的にも、ドイツの社会保障制度の主要な部分は、この保険原理に基づいて構築されている。保険原理の目的は、社会の成員である個々の人間が生活上のリスクを回避することである。社会給付の財源と受給の関係でいえば、保険料支払いに応じた給付を受けるものをさす。具体的な社会保険制度は、①年金保険、②失業保険、③医療保険、④労災保険、⑤介護保険という5つの柱によって構成されている。こうした社会保険の財政については、基本的には保険料徴収によっているが、一部は税収からの補助金によって財政的に支えられている。また保険料支払いは、一般的には労使双方の負担によっている。この例外は、労災保険であり、これについては全額使用者側の保険料負担による。

③扶助原理（Fürsorgeprinzip）

これに基づく社会給付は、国家が社会国家原理により対価なしに一方向的に支給するものである。すなわち、社会的給付は、当該個人の生活上の必要性によって方向付けられるべきであるとする原理である。生活保護や失業手当Ⅰ（ArbeitlosengeldⅠ）などは、この原理に該当し、ここでは、真に当該の社会的給付が必要であるかどうかについて精査されなければならない。

④扶養原理（Versorgungsprinzip）

この原理は、共同体に対して特別な犠牲を払った者や、あるいは、特別な働きや業績を発揮したか、あるいは発揮することを国家によって義務付けられた者に対して、給付がなされなければならないとする原理であり、その財源は料金支払いによるのではなく全額税金に基づくものである。

これに該当する例は、戦争傷病者に対する各種給付や恩給である。また、公務員に対する俸給制度についても、年功序列的な給与体系および公務員年金（Pension）⁸⁾を含めて、この原理に依拠するものとされる。あるいは、子ども手当についても、この原理が援用される。

⑤補完性原理（Subsidiaritätsprinzip）

上記4つの原理は、主に社会給付の財源と支給との関係によって類型化されるものであるが、この補完性原理は、社会政策の給付行政の構造とあり方に関する基本原理であるといえる。すなわち、補完性原理は、より高い行政単位は、それよりも下位の行政単位によっては遂行されない業務のみについて、いわばその隙間をうめるが如く、補完的に行政を遂行するだけにとどめるべきことを内容とするものである。これは、社会政策の分野においては、社会扶助や失業手当Ⅱ（ArbeitlosengeldⅡ）などの給付について当てはまる。そこでは、当該の申請者、あるいはそのパートナー等に十分な金銭的余裕があると認められる場合には、国家によるこの支援は受給できない仕組みが設けられている。これは、補完性原理の根源が、カト

リックの社会教理である「自助の精神」によっていることと関連している。つまり、個人が自助によって自立できる場合には、国家はあえて支援の手を差し伸べないことが公正であるとの考えに基づくものである⁹⁾。

3-5. 社会政策の個別的分野

すでに述べたとおり、基本法は、ドイツの国家秩序の1つとしての社会国家原理を根本規範として規定しており、したがって、国家の政策は、社会国家原理の実現を義務付けられている。ドイツは、社会的市場経済における社会的価値、すなわち、「社会的公正」の実現と、「社会的安全」の保障、ならびに社会的進歩の実現のため、各種の社会政策活動を実施している。

社会政策の活動分野に関する具体的分類に際しては、他の政策、とくに経済政策との明確な区分を設けることが難しい部分もあるが、ドイツにおける社会国家の要請、あるいは換言すれば社会的市場経済を特徴づける政策分野がある。それは、以下の5つの活動分野に分類することが可能であろう。

①労働市場調整政策（Arbeitsmarktausgleichspolitik）

まず第1に、社会政策上の活動分野として、労働者の雇用の安全化を目的としたすべての政策的措置があげられなければならない。マクロ経済における雇用創出・増大を目的とした一般的な経済政策とは別に、労働市場の健全な機能を改善させ、ひいては、個人の自由な職業選択および雇いを確保するための措置が、労働市場調整政策に含まれる。たとえば、ある特定地域の構造的な失業問題の解決を目的とした地域的、特定セクターの労働力の労働力のモビリティを向上させるための措置、あるいは、労働力のある産業部門から別の産業部門への移動・適応化を促進するための構造的調整の措置等（たとえば職業訓練費用への助成金等）は、社会政策の範囲に含まれる。

②労働者保護政策（Arbeitsschutzpolitik）

これは、すでに19世紀末からその概念が具体化され実施されているものである。具体的には次の諸点である。

- i) 労使関係における労働者側の保護（「労働時間法」¹⁰⁾、「閉店法」などの労働時間に関する規則、「連邦有給休暇法」¹¹⁾による年次有給休暇に関する規則等）
- ii) 被雇用者を就業上の事故・危険から保護するための法令（労災に関する法令等）
- iii) 若年労働者の保護（15歳以下の就業禁止，職業訓練の提供等）
- iv) 女性労働者の保護（妊婦への配慮，鉱業，坑内採掘などの特定業種における女性労働者の雇用禁止等）

また、ドイツにおける労働協約制度は、当該地域の産業別労働組合と当該産業の使用者団体との間で締結されるものが重要な役割を果たしている（Flächentarifvertrag）。こうした産業別の労働協約は、同じ産業に属する個別企業の組合員の労働条件について、あまねく最低水準を設定する機能をもっており、一般的拘束力の制度によって、当該地域における非組合員にも拡張される。この制度によって、ある企業による不当な賃金切り下げによる労働コスト削減によって企業の競争力を維持・向上させようという使用者側の意図は阻止されることになり、労働者側の保護の機能を果たしているのである。こうして、労働協約が、1つの産業分野で労働条件に関する法律のような機能を果たしているのが特徴である（レービッシュ・西谷 1995:9）。

③労働上の危険に対する保障（Absicherung von Arbeitsrisiken）

- i) 失業保険
- ii) 失業者支援

- iii) 健康保険
- iv) 労災保険
- v) 介護保険

④所得再分配

所得再分配政策について、ある一時点における国民経済における所得分配の結果（たとえば労働分配率などの統計データ）は、主に市場経済システムの機能、価格メカニズムによってもたらされた結果である。しかし、厚生経済学における理論が示しているように、競争市場的な価格メカニズムは、資源の最適配分を達成することはできても、それが同時に社会的に公正な分配を実現できることまでは保障していない。市場経済システムにおいて、何が社会的公正であるかは、所得再分配政策上の決定に依存している。

所得再分配の政策手段は、租税政策、賃金政策、財産政策などであるが、教育政策（Bildungspolitik）についても、低所得者層に対する授業料の減免措置などについては、就学中の子供をもつ世帯間における実質的な所得再分配の効果があるから、広義には所得再分配の措置に含まれる。

i) 租税政策

伝統的な租税政策については、所得税の累進課税があるほか、一定の所得階層以上の個人に対し、特別目的で付加課税するなどのケースがある。また、より直接的な所得トランスファーは、特定の所得階層の所得を補填する機能がある。

ii) 財形政策

ドイツにおいては、歴史的に、財形政策は所得再分配政策の論議のなかでも大きな比重を占めてきた。過去においてまず議論されたのが、一般的な国民貯蓄助成である。1952年から住宅財形での利子優

遇措置がとられ、また1959年の貯蓄助成法（国家による追加的なプレミア利子支払いという優遇措置）はその具体的立法化である¹²⁾。

iii) 教育政策

教育における機会均等を、社会政策に含める分類方法には、さまざまな見解があるにせよ、社会的市場経済の1つの大きな特徴である。これは、本来的には、所得格差が教育における機会の平等を阻害してはならないという出発点に基づいており、個人の自由な人格の展開に資することを目的とする所得再分配という意味合いをもつ。

なお、その他に、iv) 価格政策、v) 賃金政策についても所得再分配手段として挙げられる。

⑤その他の措置

社会政策におけるその他の特別な措置として、上記①から④には該当せず、かつ重大な社会的効果を有する次の諸政策措置があげられる。

i) 家族平衡化 (Familienausgleich) :

例として、子供手当、子供の数に応じた減税措置等があるが、これは基本法における家族関係への法的保護に基づくものである。

ii) 住宅関連措置：社会住宅（公団住宅等）、あるいは住宅手当の支給。

iii) 社会扶助 (Sozialhilfe)：他の社会保険の申請ができない場合の最低限の生活保障。

iv) 労働者の共同決定権：企業における経営、人事、社会的要求事項についての意思決定への労働者の参加。

v) 健康政策 (Gesundheitspolitik)

vi) 環境保護政策：これは、それ自体が固有の政策分野にも分類され

得るが、環境の改善によって、工場設備等から人体に有害な物質の排出を抑えることで公害病などの罹患率を低減させる場合には、国民健康の維持・増進という広義の意味において、社会政策上の効果を有する。

4. 結語

本稿では、第1に、1949年のドイツ建国以来、ミュラー-アルマックによって生み出された社会的市場経済が、基本法の理念との整合性をもちながら、エアハルトと政権与党の主導の下で幅広い国民階層に啓蒙され、徐々にドイツの経済政策運営を支える根本理念としての地位を確立していったことを指摘した上で、社会的市場経済の理論的構造について、ミュラー-アルマックの論文原典に立ち戻って規範的な分析を行った。

第2に、社会的市場経済と憲法秩序との関係については、実際上も、社会的市場経済は、基本法の原理に則したかたちで、徐々に具体的な法律が整備されていき、そうした法律体系が、いわばドイツの「経済憲法」を実質的に担保していくことになったことを明らかにした。

第3に、本稿における分析では、ドイツの社会政策が、憲法上の国家秩序たる「社会国家」の要請、ならびに、その経済政策上の実現たる社会的市場経済の理念に明確に基づいた上で、体系的に構築されていることが明らかにされた。そこでは、何よりもまず、社会的公正、社会的安全、ならびに社会的進歩という価値的目標が設定されており、その上で、その実現手段としての各種の社会政策が設定されているのである。注目すべきは、教育政策が、その他の措置として社会政策活動分野の構成要素となっている点である。ドイツでは、小学校から大学に至るまで、学校の授業料は原則的に無料となっている（近年では、州によっては小額の授業料を導入している）が、こうした教育政策は、本稿における分析を通じて、社会的市場経済の理念の実現の一翼を担っているということができるのである。

社会政策を立案・実施するに際しては、つねに上記の目的との合目的性が検討されなければならない。また、複数の政策間の相互依存関係性にも留意した立案・実施が図られなければならないのである。こうした政策間の相互依存性については、すでにオイケンが主著『経済政策原理』で指摘しているとおりである。ミュラー-アルマックは、統合的な理論的アプローチによって、自由と公正（または安全）とを決して克服不可能な対立概念としてではなく、それらを総合化した。すなわち、社会的市場経済の特徴は、それらの対立的概念が、本来は両立しえないはずであるのに、それを「両立しえるもの」に統合できるという出発点に立っていた。かれは、1952年の論文（“社会的市場経済の様式と秩序”）のなかで、社会政策上の基本原則決定に関して次のように述べている。「われわれの時代は、社会的な要求と、自由に生きたいというわれわれの希望との緊張関係の統合的な解決を緊急なものとして求めている。それは、両者を止揚（Aufheben）しないまでも、少なくとも緊張を和らげることに求められているのだ。」（Müller-Armack 1952: 459）また、同論文の末尾では、さらに、新たな社会秩序の確立という課題に言及し、自由と社会的公正との相応しい接合（Verbindung）を見つけ出すことが必要である旨に言及している。さらに、かれは、社会的市場経済の二重原則についても明示的に述べている。そして、その理念は、次の課題に対する答えとして理解しようとしていた。すなわち、社会的安全と経済的自由という相互に拡散的な目標設定をいかにして新しいかたちで調整へと導くことができるかという課題である。

こうしたかれの見解から見えてくるのは、かれが、古い自由放任による自由主義と社会主義という対立概念を受け入れたということではなく、むしろ、自らの思想をこうした対立概念の秩序理論上の解決へと結びつけたということだろう。つまり、社会的市場経済の秩序政策上の基本は、この対立関係の解消にあったと言える。

すなわち、彼は、基本法成立後のドイツの憲法秩序にあった自由主義と社会国家という秩序形態としての二元性を、社会的市場経済の理念のなか

で二重原則として成り立っている自由と社会的公正という社会政策上の目標設定上の二重性として再生しようとしたのである。

こうして、社会的市場経済の経済秩序理論は、戦後ドイツの国家秩序たる基本法の社会国家との整合性を見出していると言える。それは、社会国家の要請に呼応する形で、いわば基本法の経済秩序上のヒューリスティックとして、戦後ドイツの経済・社会政策の立案・実施の基盤となる主導的理念となったと位置付けられよう。ただし、現実の社会政策の運営については、批判や問題点も生じ得るのであって、その時代に応じた適応的な変更もまた必要となろう。1990年代以降におけるグローバル化の進展にともない、ドイツの社会政策における改革の動きがみられたが、この改革と社会的市場経済の理念との関係性に関する実証的分析は今後の課題としたい。

[注]

- 1) 藤本 [2008], まえがき iv 頁より引用。
- 2) エアハルトは、戦後、ドイツ連邦共和国の建国当初から15年の長きにわたり連邦経済大臣 (1949~1963) を務めたのち、首相に就任した (在任 1963年から1966年)。エアハルトは、アルマックが提唱した社会的市場経済の理念を、現実の経済政策において実施に移そうと取り組んだのである。彼は、アルマック教授を彼の下で事務次官に登用している。また、新自由主義の学者たち、リュストウやレプケ、オイケン、ハイエク、ベームらとのコンタクトもとり続けていた。
- 3) 村上によれば、「エアハルトの社会的市場経済は、ネオリベラリズムを実践に移したものであった。」(村上淳一 [1985] 『ドイツ市民法史』 p.332)
- 4) オイケン、ミュラー-アルマック、レプケは、3人それぞれが「社会的市場経済の父」と呼ばれることがある。
- 5) ミュラー-アルマックによる社会的市場経済の定義については、重要な概念であるので、ここに、原典からドイツ語による文章を引用しておく。
"Der Begriff der Sozialen Marktwirtschaft kann so als eine ordnungspolitische Idee definiert werden, deren Ziel es ist, auf der Basis der Wettbewerbswirtschaft die freie Initiative mit einem gerade durch die marktwirtschaftliche Leistung gesicherten sozialen Fortschritt zu verbinden." (Müller-Armack 1966[1956]: 245)
- 6) 社会的安全は、より広義には教育の提供や国民保健をも包含する。(Floren 2010: 25)
- 7) 社会主義計画経済に「社会政策」は必要ない、ないしは本質的にそぐわないとされている。しかし、それにもかかわらず、実際には、東ドイツでは建国直後から社会保険制度が導入され、1990年の東ドイツ崩壊に至るまで存在していた。このように社会主義計画経済においても、その基本原理とは矛盾しながらも、経済現実態としては社会政策が実施されていたことに注意されたい (Frevel 2009:60, あるいは福澤正樹 2006: 184)。
- 8) この公務員年金は、民間企業における事務職員の保険方式による年金 (die Rente) とは別体系により運営されている。
- 9) なお、Frevel/Dietz [2008] は、上記とやや異なる諸原理をあげている。上記の④扶養原理がなく、代わりに、業績の相違 (Leistungsdifferenzierung) を考慮しなければならないという原理、および第5として支援原理 (Alimentations- oder Unterstützungsprinzip) をあげている。

- 10) 労働時間法は、1938年の労働時間令が1994年に改正されたものであり、1日8時間、週48時間労働を規定している。また1日の労働時間については、最長でも10時間までに制限されている。このように、ドイツでは、いわゆるサービス残業などが行われないように、プロアクティブな法的枠組みが整備されているのである。
- 11) 連邦有給休暇法は、1963年に制定されたが、それ以前から労働協約によって年次休暇は制度化されている。同法は、全ドイツで統一的な規則を定めたことに意義があり、付与される年休日数は24日となっているが、労働協約によって労働者側が獲得している日数は一般的に30日を超えている。また、同法は年休を12労働日以上連続して一括取得する権利を認めている。
- 12) 1960年代に入ると、それに資産形成助成の議論が加わり、1970年代では、株主の配当金やキャピタルゲイン等によって労働者側の資産形成に役立つ資本参加について議論されるようになる。さらに、1980年代では、国民の高い貯蓄性向に比較して有価証券への投資シェアが低いこと、他方で、企業側では自己資本比率が徐々に低下する傾向が見られたことから、政府は、国民の個人金融資産の一部をリスク性金融資産への投資に振り向けることを狙いとした政策を立案した。とくに、労働者側の給与所得の一部を、企業の資金調達に振り向けることを意図した（Thieme 1994: 91）。こうした政策的意図は、1983年の資産参加法（Vermögensbeteiligungsgesetz）において実現されており、これは5次の改正手続きを経て現在まで効力をもっている。

[参考文献一覧]

Andersen, Uwe u. Woyke, Wichard (hrsg.), [2003], Handwörterbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland, Leske+Budrich, Obladen.

Assländer, S. Michael u. Ulrich, Peter. (hrsg.), [2009], 60 Jahre Soziale Marktwirtschaft, Haupt Verlag.

Bäcker, G., Naegele, G., Bispinck, R., Hofemann, K. und Neubauer J., [2010], Sozialpolitik und soziale Lage in Deutschland Bd.1, VS Verlag.

Bernhard Löffler, [2002], Soziale Marktwirtschaft und administrative Praxis - Das Bundeswirtschaftsministerium unter Ludwig Erhard, Verlag: Franz Steiner Verlag.

- Blum, Reinhard, [1969], Soziale Marktwirtschaft, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen.
- Bofinger, Peter, [2011], Grundzüge der Volkswirtschaftslehre, 3. Auflage, Pearson Studium.
- Clapham, Ronald, [2009], Welche Bedeutung haben nationale Wirtschaftsordnungen für die Zukunft der EU –Der Beitrag der Sozialen Marktwirtschaft, aus Das Konzept der Sozialen Marktwirtschaft und seine Anwendung Deutschlands im internationalen Vergleich, Peter Verlag
- Council of the European Union, [2007], Toward Common Principles of Flexicurity –Draft Council Conclusions, 15431/07 SOC 476 ECOFIN 483, annex to the ANNEX.
- Erhard, Ludwig, [1957], Wohlstand für Alle, Econ Verlag, Düsseldorf, Neuauflage von Anaconda Verlag . (菅良訳 [1960] 『社会市場経済の勝利』, 時事通信社)
- Erhard, Ludwig, [2009], Das Prinzip Freiheit Maximen und Erkenntnisse, Anaconda Verlag, Koeln.
- Eucken, Walter, [1923], Kritische Betrachtungen zum Deutschen Geldproblem, Jena.
- Eucken, Walter, [1938], Nationalökonomie Wozu? weiterte Auflage vom Klett-Cotta, Stuttgart.
- Eucken, Walter, [1939], Die Grundlage der Nationalökonomie, Springer Verlag (大泉行雄訳 [1958] 『国民経済学の基礎』, 勁草書房)
- Eucken, Walter, [1946-a], Über die Gesamtrichtung der Wirtschaftspolitik, Vorgutachten zur Comité d'Etudes Economique, aus Ordnungspolitik von Walter Eucken, LIT Verlag.
- Eucken, Walter, [1946-b], Industrielle Konzentration, Vorgutachten zur Comité d'Etudes Economique, aus Ordnungspolitik von Walter Eucken, LIT Verlag, Freiburg im Breisgau.
- Eucken, Walter, [1950], Technik, Konzentration und Ordnung der Wirtschaft, in ORDO, Bd.3.
- Eucken, Walter, [1951], Unser Zeitalter der Misserfolge, Fünf Vorträge zur Wirtschaftspolitik, J.C.B. Mohr.
- Eucken, Walter, [1952], Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 7. Auflage, Mohr Siebeck. (大野忠男訳, [1967] , 『経済政策原理』, 勁草書房)

- Eucken,Walter, [2001], Wirtschaftsmacht und Wirtschaftsordnung, LIT Verlag, Münster.
- Floren, F.Josef, [2010], Politik-Wirtschaft Wirtschaftspolitik in der sozialen Marktwirtschaft, Schoeningh Verlag.
- Frevel, Bernhard, [2009], Sozialpolitik,Grundlagen, Orientierungspunkte und Gestaltung,Stark Verlagsgesellschaft.
- Frevel, Bernhard und Dietz,Berthold,[2008],Sozialpolitik Kompakt, 2.Auflage, VS-Verlag
- Freytag,Andreas, [2002], Die ordnende Potenz des Staates: Prinzipien für eine Wettbewerbs- und Währungsordnung, aus Walter Euckens Ordnungspolitik, hrsg.von Ingo Pies und Martin Leschke, Mohr Siebeck,Tübingen.
- Gerhard Bäcker, [2010], Sozialpolitik und soziale Lage in Deutschland,VS-Verlag
- Gerken,L.u.Renner, A., [2000], Die Ordnungspolitische Konzentration Walter Euckens, aus Walter Eucken und sein Werk Rückblick auf den Vordenker der sozialen Marktwirtschaft, Mohr Siebeck, Tübingen.
- Goldschmidt, Nils, [2002], Entstehung und Vermächtnis ordoliberalen Denkens, LIT-Verlag, Münster.
- Goldschmidt,Nils,[2007], Zur Einführung: Die Politik der Wettbewerbsordnung, im Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik,hrsg. Goldschmidt und Wohlgemuth, Mohr Siebeck.
- Goldschmidt u. Wohlgemuth (hrsg.), [2003], Die Zukunft der Sozialen Marktwirtschaft, Mohr Siebeck
- Goldschmidt u. Wohlgemuth (hrsg.), [2008], Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik, Walter Eucken Institut, Mohr Siebeck.
- Hass,Esmont, [2010], Stabilitätspolitik in der sozialen Marktwirtschaft, Wochenschau Verlag, Schwalbach/Ts.
- Hauff (hrsg.), [2007], Die Zukunftsfähigkeit der Sozialen Marktwirtschaft, Metropolis-Verlag, Marburg.
- Harvey, David, [2005], A Brief History of Neoliberalism, Oxford Univ.Press (邦訳：渡辺治訳『新自由主義 その歴史的展開と現在』作品社, 2007年)
- Hotze Andrea, [2008], Menschenbild und Ordnung der Sozialen Marktwirtschaft, Verlag Dr.Kovac, Hamburg.

- Janssen, Peter, [2005], Arbeitsmarktflexibilisierung in der Sozialen Marktwirtschaft, Verlag Dr.Kovac, Hamburg.
- Joeckel,Peter, [2006], Wirtschaftspolitik in der sozialen Marktwirtschaft, Schroedel Verlag.
- John Klaus-Dieter, [2007], Die Soziale Marktwirtschaft im Kontext der Europäischen Integration, aus Der Zukunftsfähigkeit der Sozialen Marktwirtschaft, (hrsg.von Michael von Hauff), Metropolis Verlag.
- Karen Ilse Horn, [2010], Die Soziale Marktwirtschaft Alles,was Sie über den Neoliberalismus wissen sollten.
- Kaufmann, Franz-Xaver, [2003], Variante des Wohlfahrtsstaats Der deutsche Sozialstaat im internationalen Vergleich, Suhrkamp.
- Lippman, Walter, [1937], An inquiry into the principles of the good society, Boston: Little,Brown.
- Merk, Gerhard, [1975], Die Begriffe Prozesspolitik, Strukturpolitik und Ordnungspolitik, im Jahrbuch für Sozialwissenschaft Bd.26,S.203 bis 210
- Merz u.Glos (hrsg), [2001], Soziale Marktwirtschaft im 21. Jahrhundert, OLZOG
- Mierzejewski, Alfred C., [2004], Ludwig Erhard, Verlag Siedler.
- Müller-Armack, Alfred, [1948], Vorschläge zur Verwirklichung der Sozialen Marktwirtschaft, in Genealogie der Sozialen Marktwirtschaft,Haupt Verlag, 1974.
- Müller-Armack, Alfred, [1952], Stil und Ordnung der Sozialen Marktwirtschaft, in Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik, Verlag Rombach Freiburg im Breisgau, 1966.
- Müller-Armack,Alfred, [1956], Soziale Marktwirtschaft, aus Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik, hrsg.von Nils Goldschmidt u. Michael Wohlgemuth, Mohr Siebeck, Tübingen.
- Müller-Armack,Alfred, [1959], Die Soziale Marktwirtschaft nach einem Jahrzehnt ihrer Erprobung im Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik, Verlag Rombach.
- Müller-Armack,Aldred, [1962], Das gesellschaftspolitische Leitbild der Sozialen Marktwirtschaft, aus Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik, Verlag Rombach Freiburg, 1966.
- Müller-Armack,Alfred, [1966], Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik, Verlag Rombach Freiburg.

- Müller-Armack, Alfred, [1974], Genealogie der Sozialen Marktwirtschaft, Verlag Paul Haupt.
- Lampert, Heinz und Bossert Albrecht, [2007], Die Wirtschafts- und Sozialordnung, OLZOG Verlag.
- Peter Jöckel, [2006], Wirtschaftspolitik in der sozialen Marktwirtschaft, aus Grosser vom Text.
- Pies, Ingo, [2000], Ordnungspolitik in der Demokratie, Mohr Siebeck,
- Pies, Ingo, [2002], Theoretische Grundlagen demokratischer Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik-Beitrag Walter Euckens, aus Walter Euckens Ordnungspolitik, Mohr Siebeck.
- Pies, Ingo u. Leschke, Martin (hrsg.), [2002], Walter Euckens Ordnungspolitik, Mohr Siebeck.
- Plickert, Philip, [2008], Wandlungen des Neoliberalismus, Lucius & Lucius Stuttgart.
- Sachverständigenrat, [2006], Jahresgutachten 2005/06, Ziffern 377ff.
- Röpke, Wilhelm, [1948], Civitas Humana A Human Order of Society, William Hodge and Company, Ltd. (喜多村浩訳, [1954], 『ヒューマニズムの経済学』, 勁草書房)
- Sauerland, Dirk, [2002], Ziele, Mittel und Träger in Euckens Prinzipien-Ordnung aus Walter Euckens Ordnungspolitik, hrsg. von Ingo Pies und Martin Leschke, Mohr Siebeck, Tübingen.
- Schlecht, O und Stoltenberg, G (hrsg.), [2001], Soziale Marktwirtschaft, Herder Freiburg.
- Schmidt, G. Manfred, [2005], Sozialpolitik in Deutschland, VS-Verlag
- Walter Oswald, [2008], Zur Führung: Walter Eucken (1891-1950), aus Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik, hrsg. Von N. Goldschmidt und M. Wohlgemuth, Mohr Siebeck 2008.)
- Streit, Manfred E. And Wohlgemuth, Michael, [1999], The Market Economy and the State Hayekian and Ordoliberal Conceptions, in The Theory of Capitalism in the German Economic Tradition, Peter Koslowski, (Editor), Springer Verlag.
- Thieme, H. Joerg, [1994], Soziale Marktwirtschaft, 2. Auflage, Beck-Wirtschaftsberater im dtv.
- Tietmeyer, Hans, [1999], The Social Market Economy and the Monetary Stability, economica Ltd. London.

- Traub, Joachim und Vonderau, Kerstin, [2009], Markt und Preise Die Zukunft der Sozialen Marktwirtschaft, Stark-Verlag.
- Tribe, Kieth, [1995], Strategies of Economic Order, German Economic Discourse, 1750-1950, Cambridge (England), New York (邦訳: 小林純・手塚真他『経済秩序のストラテジー—ドイツ経済思想史 1750—1950』ミネルヴァ書房, 1998年) .
- Vanberg, Viktor, [2010], Die Ethik der Wettbewerbsordnung und die Versuchungen der Sozialen Marktwirtschaft, aus Freiburger Schule und die Zukunft der sozialen Marktwirtschaft, Vanberg, V. J./Gehrig, T./Tscheulin, Dieter K., (hrsg.), Berliner Wissenschafts-Verlag, Berlin.
- Vogel, Sabine, [2007], Die Soziale Marktwirtschaft als Leitbild für die Wirtschaftspolitik am Beispiel der Arbeitsmarktpolitik der Regierung Schroeder, Verlag Dr. Kovac.
- Walter, Oswald, [2003], Die Aktualität Euckens Ein Gespräch zwischen Ernst-Joachim Mestmäcker und Walter Oswald, zur siebenten Auflage von Grundsätze der Wirtschaftspolitik, Mohr Siebeck
- Walter, Oswald, [2008], Zur Führung: Walter Eucken (1891-1950), aus Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik, hrsg. Von N.Goldschmidt und M.Wohlgemuth, Mohr Siebeck 2008.
- Wohlgemuth, Michael, [1997], Freiburger Schule im Gabler Volkswirtschaftslexikon, S. 374. Gabler Verlag.
- Zacher, H (hrsg.), [1989], Vierzigjahre Sozialstaat Bundesrepublik Deutschland, Baden-Baden.
- 雨宮昭彦 [2005]『競争秩序のポリティクス—ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会
- 石井聡 [2006]「EU憲法における『連合の目標』としての社会的市場経済」『大原社会問題研究所雑誌』No.577/2006.12, pp.1-15.
- 猪木武徳 [2001]『自由と秩序—競争社会の二つの顔』中公叢書, 2001年
- 大西健夫 (編) [1992]『ドイツの経済—社会的市場経済の構造』早稲田大学出版部
- 木村周市朗 [1988]「福祉国家と社会国家—西ドイツにおける両概念の史的連関構造をめぐって」『成城大学経済研究』通号98・99, pp.65-102.
- 木村周市朗 [1986]「法治国家と『公共の福祉』—ドイツ法治国家思想の歴史的射程」『成城大学経済研究』通号94, pp.135-178.
- 黒川洋行 [2003]「欧州通貨統合が欧州社債市場へ与えた影響—戦略的M&Aの

- 活発化と金融機関の競争激化』『経済系』第214集所収論文
- 黒川洋行 [2007] 「ドイツの社会的市場経済理念と貯蓄銀行の金融機能」『証券経済研究』第59号所収論文, 日本証券経済研究所
- 黒川洋行 [2010] 「ドイツの社会的市場経済における経済政策—オールド自由主義からの進化的形態—」『関東学院大学経済経営研究所年報』第32集 所収論文
- 黒川洋行 [2011] 「リスボン条約における社会的市場経済の適用—EUの経済秩序に関するオールド自由主義からの考察—」『リスボン条約とEUの課題 日本EU学会年報』第31号 (2011年) 所収論文, 日本EU学会編
- 権上康男 (編) [2006] 『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社
- 近藤正基 [2009] 『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 島野卓爾 [2003] 『ドイツ経済を支えてきたもの—社会的市場経済の原理』知泉書館
- 田中俊郎 [2007] 「EU統合の軌跡とベクトル」『日本EU学会年報』第27号, pp15-28.
- 中野聡 [2004] 「欧州社会モデルとソーシャル・ダイアログ—ユーロ・コーポラティズムの形成か?—」『EUの東方拡大 日本EU学会年報』第24号, pp.186-206.
- 野田昌吾 [1998] 『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』大阪市立大学法学叢書 (49), 有斐閣
- 星野郁 [2005] 「中東欧諸国の労使関係とEUの社会的対話の行方」『日本EU学会年報』第25号, pp115-138.
- 福澤正樹 [2006] 「第7章 西ドイツの社会給付改革と東ドイツの社会保険」『現代ヨーロッパの社会経済政策』(廣田功編著) 日本経済評論社
- 福田敏浩 [1999] 「社会的市場経済の秩序像—オイケンとミュラーアルマック—」『滋賀大学経済学部研究年報Vol.6 1999』所収論文
- 藤本建夫 [2008] 『ドイツ自由主義経済学の生誕—レプケと第3の道—』ミネルヴァ書房
- 村上淳一 [1985] 『ドイツ市民法史』東京大学出版会
- レービッシュ, マンフレート・西谷敏 [1995] 『比較法—日本・ドイツ・EC』晃洋書房
- レプケ [1963] 『自由社会の経済学』(西村光夫訳) 日本経済評論社, 1982年
- 鷺江義勝 (編著) [2009] 『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約』ミネルヴァ書房

The German Social Market Economy and the Concept of the Social State

Hiroyuki KUROKAWA

《Abstract》

The social market economy is a theory of the economic order from Germany's post-war period. It was established by Alfred Müller-Armack in 1947 and adopted by Ludwig Erhard as a principle behind government policy. The origin of this theory is Ordo-liberalism, especially Walter Eucken's theory of the economic order. However what is specific to Müller-Armack's ideas, when we compare them to Eucken's theory, is the use of social policy.

The basic law of the federal republic of Germany ("*Grundgesetz*") has no article directly concerning this theory. Therefore, this paper first describes its characteristics with regard to the relation between Müller-Armack's and Walter Eucken's thought.

Second, we investigate the theoretical relationship between the social market economy and the concept of "social state" in the *Grundgesetz*. The result is that the social market economy can be regarded as a heuristic for the economic order of the basic law.

Finally, the paper analyses the social policy of the social market economy, especially the fundamental principles of social policy. We conclude that the social policy of Germany is well-constructed on fundamental ideas of a social market economy.